予防接種費用の払い戻し手続き（償還払い）について

里帰り、入院先等で豊浦町との契約医療機関以外で予防接種を行った場合、予防接種にかかった費用を全額または一部を返還いたします。

（１）償還払いの対象者

◎定期接種　接種日において豊浦町に住民登録のある方。なお、定期接種については、接種前に予防接種依頼の申請を行ってください。申請せずに接種をした場合、原則任意接種となり助成の対象外となります。

◎任意接種　接種日および申請日において豊浦町に住民登録のある方。

（２）償還払いの対象となる予防接種の種類

◎定期接種

①百日せき、ジフテリア、破傷風、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症
（５種混合、４種混合、２種混合、ポリオ、Ｈｉｂ）
②小児の肺炎球菌感染症
③ロタウイルス
④Ｂ型肝炎
⑤結核(ＢＣＧ)
⑥麻しん及び風しん
⑦水痘
⑧日本脳炎
⑨ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）
⑩高齢者の肺炎球菌感染症（２３価）
⑪インフルエンザ（高齢者）
⑫新型コロナウイルス
⑬帯状疱疹（生ワクチンおよび不活化ワクチン）

◎任意接種（豊浦町助成事業の対象者の予防接種に限ります）

①おたふくかぜ
②インフルエンザ（高校生相当年齢以下）

裏面もあります

（３）手続き方法　【接種後】

申請に必要なもの

□**豊浦町予防接種費用助成申請書**

□**医療機関発行の領収書（原本）※ワクチン名の記載のあるもの**

□**振込先口座の名義・口座番号のわかる書類のコピー**

□母子健康手帳または予防接種済証（お持ちの場合）

□〈表面定期接種⑪～⑬の予防接種で生活保護受給世帯・町民税非課税世帯の免除を受ける場合、㋐～㋔のいずれか1通〉

㋐生活保護受給証明書（原本）⇒やまびこ内保険福祉係☎82-3843

※発行まで数日かかります（無料）

㋑非課税証明書（原本）⇒役場町民課税務係☎83-1404

※当日発行できます（有料３００円）

㋒介護保険納入通知書（コピー）…所得段階区分が「第１段階」から「第３段階」の方

㋓後期高齢者医療資格確認書（コピー）…適用区分「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の方

㋔重度心身障がい者医療費受給者証（コピー）…左上の丸の中が「老初」または「障初」の方

（４）償還払いの申請期限

◎定期接種　予防接種の日の翌日から起算して１年以内に申請を行ってください。

◎任意接種　予防接種を受けた日の属する年度内に申請を行ってください。

（５）その他

※表面定期接種⑪～⑬の予防接種の償還払いの金額は、豊浦町で設定した額を控除した額となります。

※申請内容を確認し、申請のあった日から1カ月以内に指定された口座へお振込みします。

※定期接種については、接種前に予防接種依頼の申請を行っていない場合、医療機関において接種した内容の記載のある予診票等をご自身で用意し、申請時に提出していただく必要があります。ご用意できない場合は、任意接種となり償還払いの対象となりません。

【お問い合わせ・申請先】
〒049-5411
豊浦町字東雲町 16 番地 1
豊浦町総合保健福祉施設　やまびこ
保健センター（☎0142-82-3844）